

修正箇所一覧

パブコメ及び市町村・配暴C照会で寄せられた意見 (R6. 2. 1~2. 29)

資料5

該当箇所	意見等	修正内容
第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針 (P. 4~P. 16)		
I 基本的な考え方 (P. 4)		
P4 10行目 「女性の自立に向けて」	<p>法・第一章第一条には「もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会」とあり、「自立に向けて」のみではないのではないか？</p> <p>国・基本的な方針、第2章3.-①には詳しく「経済的自立のみをさすものではなく」とあるが、一般にはそういう受け取り方がされにくいのではないのか？</p> <p>県基本計画（案）の概要にも、「女性が安心かつ自立して暮らせる」とあるので、統一すべき。</p>	<p>この法律は、困難な問題を抱える女性の自立に向けて、必要な支援を提供する体制を整備し、関係機関及び民間支援団体と協働しながら、…</p> <p>↓</p> <p>この法律は、困難な問題を抱える女性に必要な支援を提供する体制を整備し、関係機関及び民間支援団体と協働しながら、…</p>
II 現状及び課題 (P. 5~P. 16)		
<p>第1章困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針</p> <p>II：現状と課題</p> <p>1. 現状</p> <p>⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等 (P. 14)</p>	<p>左記に記載した第1章の記述の中に、「女性自立支援施設への入所は、行政機関経由に限られていると関係機関等から認識されていることが多いため、関係機関等に対し、行政機関を経由せずとも入所できる旨十分に周知する必要がある。」とありますが、施設への入所の決定は女性相談支援センターが行うことから、「行政機関を経由せずとも入所できる」という記述は誤りではないでしょうか。</p>	<p>女性自立支援施設への入所は、行政機関経由に限られていると関係機関等から認識されていることが多いため、関係機関等に対し、行政機関を経由せずとも入所できる旨十分に周知する必要がある。</p> <p>↓</p>
<p>14ページ 9行目から 11行目</p>	<p>女性自立支援施設への入所希望者が、行政機関への相談を経ずに女性自立支援施設へ直接入所が可能と理解されるおそれがあるので、下記の通り下線部分を補っていただきたい。</p> <p>・女性自立支援施設への入所は、行政機関の一時保護経由に限られていると関係機関等から認識されていることが多いため、関係機関等に対し、行政機関の一時保護を経由せずとも入所できる旨十分に周知する必要がある。</p>	<p>女性自立支援施設への入所は、行政機関の一時保護経由に限られていると関係機関等から認識されていることが多いため、関係機関等に対し、行政機関の一時保護を経由せずとも入所できる旨十分に周知する必要がある。</p>

該当箇所	意見等	修正内容
<p>P. 14 ⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等</p>	<p>P. 14の6つ目の項目で、「本人が自力でセーフティネットにつながる事が難しく、安易に男性に頼る傾向がある」との記述について、困難女性本人を追いつめ責任を負わせる言い方となっていると考える。その要因は、困難女性(被害者)にとっては男女の身体性に起因する権力勾配により、男性(加害者)に頼るという選択肢しかないと思わされていること、女性は男性を頼るべきだという社会的性役割が根強いこと等を考慮すべきであり、困難女性本人にすべての責任を負わせるだけでは回復につながらないとする。本人が自分の意思を確立できるようになるまで支援することに主眼を置いてほしい。</p>	<p>…本人が自力でセーフティネットにつながる事が難しく、<u>安易に男性に頼る傾向</u>がある。 ↓ …本人が自力でセーフティネットにつながる事が難しく、<u>男性を頼らざるを得ない傾向</u>がある。</p>
<p>P. 14 ⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等</p>	<p>P14、「本人が自力でセーフティネットにつながる事が難しく、安易に男性に頼る傾向がある」と記載があるが、女性自身にとっては他に手段がないと感じて男性を頼っているのでは、安易という表現とは乖離があるのではないか。女性支援法の理念と照らしても不適切な表現だと感じる。たとえば「本人が自力でセーフティネットにつながる事が難しく、男性に頼らざるを得ない現状がある」などに修正してはどうか。</p>	

該当箇所	意見等	修正内容
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 (P. 17~P. 31)		
I 困難な問題を抱える女性への支援の内容 (P. 17~P. 23)		
P17 第2章 I 1 アウトリーチ等による早期の把握 ○困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業 (児童家庭課)	<p>「車で」を削除してはどうか。今の記載では車無しでアウトリーチ活動することが許されない記述となっている。一般に繁華街は徒歩での行動が主であって車の往来や駐車場の確保などが難しく、車の運用が困難である場合が少なくない。また、車を利用すると車のために人手を割かねばならない。以上のように、車を使える環境であり、その余力があるならば使っても構わないが、必ず車を使うような記載は支援活動に余計な制約を加えることになり、避けるべきである。</p> <p>また、「車等」としてしまうと、やはり車以外の何かを運用する必要が生じ、身一つでの支援を行うことができなくなってしまう。特に駅に近い繁華街では、車をはじめ余計な運用対象を持たず、身軽に行動することが合理的であることも考えられるので、「車等」のように記載を調整するのではなく、「車で」の削除のみを行うべきである。</p>	<p>…夜間に繁華街等を<u>車で巡回し</u>、日用品や食品を配布する等により、…</p> <p>↓</p> <p>…夜間に繁華街等を<u>巡回し</u>、日用品や食品を配布する等により、…</p>
P18 ⑥にんしんSOSちば	<p>案の記載内容だと、出産することが前提の相談支援事業のように感じる。</p> <p>県ホームページの「にんしんSOSちば」で一般向けに案内しているように、産む・産まない、育てる・育てないに関わらず、寄り添い支援をする窓口であることが分かるようにした方がよいと考える。</p>	<p>…相談から適切な支援機関につなげることにより、<u>安心して出産できる相談</u>支援体制の整備を図る。</p> <p>↓</p> <p>…相談から適切な支援機関につなげることにより、<u>相談者に寄り添った</u>支援体制の整備を図る。</p>
P18 ⑦女性のための総合相談〔男女共同参画センター〕	<p>…相談者自身が自らの力で解決していけるように支援～</p> <p>↓</p> <p>…相談者がその人らしく生きていけるように解決を支援～</p> <p>と修正をお願いします。</p>	<p>…相談者<u>自身が自らの力で解決して</u>いけるように支援するため、電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施する。</p> <p>↓</p> <p>…相談者<u>がその人らしく生きて</u>いけるように<u>解決を</u>支援するため、電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施する。</p>

該当箇所	意見等	修正内容
<p>第2章 I 7 自立支援 (p21) ⑨精神疾患患者医療費 〔障害者福祉推進課〕</p>	<p>正式な制度名称「自立支援医療制度（精神通院）」で表記する方が良いと思います。対象者は精神疾患を有する者であるため、説明文の精神障害者の部分を改め、県ホームページの説明に合わせて、「精神による疾患で通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）」とする方が分かりやすいと思います。担当課に千葉県こころセンター（千葉県精神保健福祉センター）を加えるのはいかがでしょうか。</p>	<p>⑨精神疾患患者医療費〔障害者福祉推進課〕 障害者総合支援法に基づき、通院による治療を継続的に必要とする精神障害者に対し、当該精神障害者が病院等に入院することなく行われる精神障害の医療。当該精神障害者は自身が属する世帯の所得に応じて、費用の1割を上限に負担する。 なお、公費負担割合は、国が2分の1、県が2分の1。 ⑨自立支援医療制度（精神通院） 〔障害者福祉推進課、精神保健福祉センター〕 精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する。 この制度により、対象者の自己負担分は原則1割となる。 ※申請窓口はお住まいの市町村。</p>
<p>P22 ②スーパービジョンの実施 〔男女共同参画センター〕</p>	<p>…対応方法について外部の専門家からの助言・指導～ ↓ …対応方法について相談員間で検討・助言し合うとともに専門家から助言・指導～ と修正お願いします。</p>	<p>…相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。 ↓ …相談事例の対応方法について相談員間で検討・助言し合うとともに専門家から助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。</p>
<p>P. 25 オ 女性自立支援施設の役割</p>	<p>3行目「支援対象者を入所させ、その保護を実施」は他県の計画も同じ表記だが、売防法当時の処罰的な口調の印象を受ける。例えば「支援対象に寄り添い、安心・安全な生活環境を提供する」としてはどうか。 6行目「自立の促進のための法律支援」はどのような支援なのかイメージしづらいかと思う。「自立の促進のための生活及び就労支援」としてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者を入所させ、その保護を実施 ↓ ・支援対象者に対し、入所による保護を実施 ↓ ・自立の促進のための法律支援 ↓ ・自立の促進のための生活支援

該当箇所	意見等	修正内容
<p>II 計画推進のための支援体制 (P. 23~P. 31)</p>		
<p>【修正箇所】 P. 30 第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 II 計画推進のための支援体制 6 支援調整会議 ④本県における支援調整会議の開催について ウ 個別ケース検討会議</p>	<p>○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第11条において「女性相談支援員」が担う役割は大きい。しかしながら、現時点では市町村における女性相談支援員の配置率は低い状況であり、今後、人材確保が施策としても重要である。 この点を補強するためにも各健康福祉センターに配置された女性相談支援員と各市町村担当課や関係機関との連携が、困難な問題を抱える女性への支援の継続性の確保等のためにも有効であると考えます。 「P. 20 7 自立支援 ①困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援」では、「中略、各健康福祉センターにおいて、困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意志や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていく。」ことになっていることから、左記該当箇所についての表記を以下のとおり、追加修正いただきたい。(赤字にて追加)</p> <p>【修正内容】 女性相談支援センター及び市町村が開催、支援対象者、担当ケースワーカー、一時保護委託施設の職員、児童相談所職員、健康福祉センター職員等が出席し、ケースごとの支援状況の共有、機関間の連絡調整、支援方針の協議等を行う。</p>	<p>女性相談支援センター及び市町村が開催、支援対象者、担当ケースワーカー、一時保護委託施設の職員、児童相談所職員等が出席し、ケースごとの支援状況の共有、機関間の連絡調整、支援方針の協議等を行う。 ↓ 女性相談支援センター及び市町村が開催、支援対象者、女性相談支援員、担当ケースワーカー、一時保護委託施設の職員、児童相談所職員、保健所(健康福祉センター)職員等が出席し、ケースごとの支援状況の共有、機関間の連絡調整、支援方針の協議等を行う。</p>
<p>P. 30 18行目</p>	<p>「支援対象者」のあと、メンバーに「女性相談支援員」を挿入しては？</p>	

該当箇所	意見等	修正内容
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項 (P. 32)		
I 基本目標 (P. 32)		
修正箇所なし		
II 基本計画の見直し (P. 32)		
修正箇所なし		